

令和7年度沼津市立病院経営改善実行計画作成支援等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市立病院（以下「当院」という。）が標記業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務内容

（1）現状分析・評価

当院の外部環境分析・内部環境分析を実施すること。また、県内公立病院や同一医療圏内・診療圏内にある医療機関との比較を行い、共通点・相違点を整理すること。

ア 外部環境分析

定量分析・定性分析を実施し、当院にプラスに働く要因・マイナスに働く要因を整理すること。主な調査・分析項目は以下のとおり。

- （ア）国及び県の医療政策や国、県及び住民から求められる当院の役割（行政的医療）
- （イ）駿東田方保健医療圏及び当院診療圏の人口動態、疾病構造及び受療動向
- （ウ）同医療圏・診療圏の市場（患者・医療資源）及び競合（医療機関）の動向
- （エ）駿東田方保健医療圏以外の医療圏の人口動態、疾病構造及び受療動向
- （オ）駿東田方保健医療圏以外の医療圏の医療資源と競合状況

イ 内部環境分析

定量分析・定性分析を実施し、当院の課題点・問題点を整理すること。主な調査・分析項目は以下のとおり。

- （ア）収支構造、財務諸表、経営指標、給与水準
- （イ）医療提供状況、職種部門別の人員配置

（2）改善提案

前項の現状分析・評価を基に、当院の経営方針・戦略に関する提案を行うこと。期待する提案事項は以下のとおり。

- ア 適正な経営形態・診療科・病床数、必要度の低い業務
- イ 他の医療機関と連携する場合に候補として挙げられる医療機関、連携分野（診療科・内容等）、連携方法（地域医療連携推進法人等）
- ウ 適正な給与額、給与体系及び適正化実現手法
- エ 看護部・臨床検査科・放射線科・リハビリテーション科の適正な人員配置
- オ 短期的及び長期的に実現しうる収支改善のための具体的な取組
- カ 行政的医療の運営に要する新たな財源の確保策

キ 当院の行政的医療の本市及び駿東田方保健医療圏内外における位置づけ

ク その他受託者が経営改善に資すると判断するもの

(3) 経営改善実行計画作成支援

前2項を踏まえた協議・調整を当院及び市関係部署と行い、令和7年度地方財政対策（病院事業債）で求められる「経営改善実行計画」の作成支援を行うこと。

(4) 打合せ・協議・報告

「1 業務内容（1）現状分析・評価」の成果は、令和7年8月末までに、「1 業務内容（2）改善提案」の成果は、令和7年9月末までに報告すること。いずれも部分的に完成した項目から随時報告すること。

また、他院との連携など、協議・調整に長期間を要する各項目については、取組の迅速化を図るため、判断材料となる資料提供を逐次行うこと。

報告を受けた項目などに関してさらに詳細な分析を求めることや、分析項目を追加することが考えられる。その際は、協議に応じること。

(5) その他

前項までに掲げる業務の他、受託者提案による本業務の目的達成に資する業務。

2 履行期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

3 成果品等

本業務委託完了届書と併せ、次に掲げる成果品等を履行期間内に納入すること。

(1) 経営分析結果報告書及び提案書 紙媒体10部及び電子データ

分析結果及び提案内容をまとめ、概要版及び詳細版（または資料編）とすること。

(2) 経営改善実行計画案 紙媒体10部及び電子データ

(3) 各種分析項目等の電子データ一式

(4) 会議・打ち合わせ記録 紙媒体1部及び電子データ

4 委託料の支払い

委託者は、前項の成果品等の検収後、受託者から提出された請求書を確認し、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

5 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、沼津市業務委託契約約款第6条（著作権の譲渡等）に定めるとおり執り行うものとする。

6 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、また請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に当院に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号または名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

7 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、当院及び受託者が協議の上、定めるものとする。